

令和8年度版

入園のしおり

豊田市立平山こども園

豊田市平山町1丁目10番地の1

TEL 28-6187 FAX 27-9158

も く じ

1 教育及び保育の基本理念	-----	P. 1
2 めざすこども像・教育及び保育目標	-----	P. 1～2
3 保育時間	-----	P. 3
4 一日の保育内容	-----	P. 4
5 食事とおやつ	-----	P. 5～7
6 行事について	-----	P. 8
7 健康管理	-----	P. 9～12
8 家庭の協力	-----	P. 13
9 災害等の発生が予測される場合の登降園等	-----	P. 14～15
10 保育料等	-----	P. 15～21
11 状況が変わった場合の手続きについて	-----	P. 22～23
12 保育支援アプリの利用	-----	P. 23
13 その他の取り組み	-----	P. 24～25
14 その他の注意事項	-----	P. 26
園生活について	-----	P. 26～27
駐車場について	-----	P. 28～29
登降園について	-----	P. 29
入園までの準備について		

1 教育及び保育の基本理念

こどもが安定した情緒の基で、十分に自己発揮ができるように環境を整え、健康・安全で乳幼児期にふさわしい生活が展開できるようにします。

その中で、心身の発達を助長し、社会の変化に対応できる「豊かな人格形成」と「生きる力」の基礎を育成することを踏まえ、次の3点を基本理念とします。

- ・ 愛する心、豊かな心をもった健康で活力のあるこどもを育てる
- ・ 自ら考え、主体的に行動できる力を育てる
- ・ 道徳性の芽生えを培い、豊かな人間性の基礎・基本を育てる

2 めざすこども像・教育及び保育目標

幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を受け止め、基本理念に基づき、乳幼児期の発達と地域の実態を踏まえ、環境を通して行う保育を基本姿勢として、こどもの生きる力の基礎を培うために、次のような「めざすこども像」・「教育及び保育の目標」を掲げています。

めざすこども像

- ・ 心身ともにたくましく、生き生きと活動するこども
- ・ 愛情や信頼感をもち、友達と関わって遊ぶこども
- ・ 身近な環境に関わり、試したり、考えたりするこども

教育及び保育の目標

- ・ 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中でこどもの様々な欲求を満ち、生命の保持及び情緒の安定を図る
- ・ 健康、安全な生活に必要な基本的な生活習慣や態度を育み、健康な心身の基礎を培う
- ・ 人との関わりを大切に人への愛情や信頼感を育て、自立と協調の態度や道徳性の芽生えを培う
- ・ 身近な自然や社会の事象について興味・関心を育て、豊かな心情や思考力の芽生えを培う
- ・ 生活の中で言葉への興味・関心を育て、喜んで話したり聞いたりする態度を養う
- ・ 様々な体験を通じて豊かな感情を育て、創造性の芽生えを培う
- ・ 保護者と子育ての喜びを共感することを支援の柱として、安定した親子関係や養育力の向上をめざし、園の特性や保育の専門性を生かして相談、助言、行動見本などを示し援助する
- ・ 共に生活する中で、一人一人の個人差や多様性を認め、尊重する心を育てる

園目標 〃 心身ともに たくましい子 “

幼児

- 明るく元気な子
 - ・ 基本的な生活習慣が身に付いている子
 - ・ 意欲的に遊ぶ子
- 思いやりのある子
 - ・ 友達と一緒に楽しく遊ぶ子
 - ・ 人の気持ちがわかる子
- 自分で考え行動する子
 - ・ 様々なことに興味や関心をもって関わる子
 - ・ 自分の思いや考えを自分なりに表現する子

乳児

- 信頼できる保育者のもとで、機嫌よく遊ぶこども
- 安心して、感情や欲求を十分に出せるこども
- 身近なものに興味・関心をもって遊ぶこども

※平山こども園で大切にしていること※

・一人一人のこどもの個性を大切にします

こども達は感じる事、すること、考えることなどがそれぞれ違います。園では“今、この子がどんなことを考えているのかな” “何をしたいのかな” “何をしてほしいのかな”など、その子の心の動きや気持ちを受け止め、きめ細かく援助します。

・友達と遊ぶ中で人と関わる力を育てます

こども達は遊びの中で友達との関係を築いていきます。自分の思いや考えを伝えたり、相手の言うことを聞いたり、みんなで決めたことを守ったりすることなどを通じて、人と関わる力の基礎を育てます。

集団生活を送り、互いに心地よい生活をするためにはルールがあります。こども同士のかかわりの中で、集団生活に必要な態度や習慣が身に付くように援助します。

・感動体験、表現活動を大切にし、心の豊かなこどもを育てます

幼児期の感動体験は、豊かな心情や感性を育みます。実際に体験することを大切に、五感発達を促します。また、いろいろな絵本に親しむ機会を多くもち、喜んで聞いたり、言葉を獲得したりして、話す力を育てます。こどもが感じたりイメージしたりしたことをその子なりに表現できるように、保育環境の充実に努めます。

・自然と触れ合う機会を大切にします

砂、泥、水、虫、草花などと触れ合ったり、じゃがいも、玉ねぎ、夏野菜等の栽培、収穫をしたりするなど、直接体験の中で豊かな感性や探究心を育てます。

・家庭や地域との連携を大切にします

地域を取り入れた環境の中で、人の優しさを感じ、こどもの経験がより豊かなものとなるように、さまざまな触れ合いや交流の機会を計画しています。

幼児期にふさわしい家庭教育が進められるよう、保護者の皆さんと連携していきます。

3 保育時間

こども園の保育時間は以下の4つに分かれます。基本的な保育時間は午前8時30分から午後3時まで（月曜日から金曜日）です。早朝・延長・土曜日保育を実施している園もありますので、仕事等の状態に応じ、最長で午前7時30分から午後7時まで（月曜日から土曜日）の保育が可能です。早朝保育等の時間は園により異なります。詳しくは、巻末のこども園等一覧で御確認ください。

◇早朝・延長・土曜日保育は家庭保育が可能な場合は利用できません。

早朝・延長・土曜日保育については保護者の就労形態等に応じ保育を実施するため、申請時に保育が必要である旨を証明する書類の提出を求めます。この証明により利用時間が決定します。

なお、早朝・延長・土曜日保育の申請、取消しは利用月の前月25日までに園へ申請書を提出してください。原則、利用月中の変更はできません。

家庭保育が可能な場合は、基本保育時間【午前8時30分から午後3時（月から金）】のみ利用が可能です。

●留意事項

- (1) 入園当初は、園での生活に慣れるまでこどもの状態に合わせて、保育時間を短縮しております。御協力をお願いします。
- (2) 登降園は、必ず保護者で責任をもち、決められた時間を守ってください。止むを得ぬ事情により遅れてしまう場合等は、前もって連絡を入れてください。
- (3) 家庭での親子のふれあいが、こどもの成長にとって、とても大切です。家庭での保育が可能な場合は、早朝・延長・土曜日保育は利用できません。

4 一日の保育内容

乳児（3歳未満児）	時 間	幼児（3歳以上児）
早朝保育	7：30	早朝保育
登 園 ・観察、検温、所持品の整理	8：30	登 園 ・観察、所持品の整理
遊び、生活 お や つ	9：00	遊び、活動 ・自発的な遊び ・課題のある活動
	10：00	
昼 食	11：00	
昼 寝（年 間）	12：00	昼 食
		昼 寝 （3歳児4月～12月の予定） （4、5歳児は夏季休業保育中 の予定）
	13：00	遊び、活動 ・自発的な遊び
	14：00	
お や つ		
降 園	15：00	降 園
	17：00	
延長保育最終降園	18：00	延長保育最終降園

※ 保育内容は、各園により多少異なります。

※ 土曜日保育（実施園のみ）においては、昼食・降園時間が異なります。

5 食事とおやつ

給食は、こどもの発達に合わせ、乳児（3歳未満児）、幼児（3歳以上児）にわけて栄養士が献立を作成し、実施しています。

献立表は毎月末に翌月分をコドモンで配信又は家庭に配布します。

〈乳児食〉

- 献立表を基に、乳児の発達に合わせ、食べやすいように配慮しながら調理員が提供します。
- 必要な栄養をとりながら、いろいろな種類の食べ物や料理を味わい、食べる喜びをもてるようにします。また、保育者や友達と一緒に食べる楽しさを体験したり、スプーンやフォークを使って自分で食べようとしたりする意欲を育てます。
- おやつは、午前と午後にあります。

〈幼児食〉

- 給食センター等から調理・配送されます。こどもの心身の発達を促すために、必要な栄養をとりながら、みんなと一緒に楽しく食事をするにより、好き嫌いのない食事やマナー等のよい習慣を身につけます。
- 土曜日は、簡易給食(調理パン等)となります。(土曜給食は園により多少異なります。)

〈その他〉

- 食物アレルギー対応は生活管理指導表に基づいて行います。詳細は園に御相談ください。
- 園外保育等のときは、弁当の持参をお願いする場合があります。あらかじめお知らせしますので、御協力ください。
- 春季・夏季休業保育期間、年末年始前後について、原則給食を提供しますが、3～5歳児について、給食センター等休業日、平日の園全体の利用者数が10人未満等、給食を実施できない場合は、弁当の持参をお願いします。
- 給食センター等の施設保守点検や修繕のため、給食を中止することがあります。その期間、幼児は、弁当持参となりますので御協力ください。なお、期間については、あらかじめお知らせします。

豊田市こども園の給食における食物アレルギー対応について

豊田市役所こども・若者部保育課

豊田市では、食物アレルギーを有する園児の安全を最優先とし、健やかに成長できるよう、以下の対応をとっています。詳細については園にご相談ください。

1 対応方針（乳幼児共通）

◆対象のアレルゲン(原因食品)食品について完全除去対応(提供するか、しないか)を行います。

食品の量、調理方法等によつての対応は原則行いません。

◆ご家庭で食べたことのない食品は提供できません。

給食で提供される食品について、入園前にご家庭で食べていただくようお願いします。

◆医師の診断指示「園生活管理指導表」に基づき対応します。

食物アレルギーがある場合は、必ず医療機関を受診し、園生活での管理・配慮が必要か不要かについて医師の診断を受け、必ず園にご相談ください。

◆重度のアレルギー症状をお持ちの場合、給食の提供ができない場合があります。

コンタミネーション^{*}等ごく微量で発症する可能性がある場合は、安全な給食の提供が困難なため、弁当を持参いただくようお願いいたします。

^{*}コンタミネーションとは、食品を製造する際に、原材料としては使用していないにも関わらず特定原材料等が意図せず混入する場合があります。

2 乳児給食について

◆園で食材を購入し、調理を行い、給食を提供します。

◆原則、園で除去食、代替食を提供します。

◆園から配布される乳児献立一覧表と乳児献立表を、園と保護者で確認し対応していきます。

3 幼児給食について

◆給食センター等から調理・配送される給食を提供します。

◆対象のアレルゲン(原因食品)を含む料理・食品は提供しない対応を行います(無配膳対応)。

無配膳対応をした料理・食品の代替について、弁当を持参いただくようお願いいたします。

◆豊田市の給食における食品等の扱いについて以下のルールがあります。

・そば、落花生(ピーナッツ)、くるみの使用はありません。くるみを除くナッツ類、キウイフルーツ、いくら、あわびについて、食材そのものは使用しませんが、加工品や調味料に微量に含まれる場合があります。

・給食センター等で調理する料理については、75℃で1分間以上加熱したものを提供しています。ただし果物は生で提供する場合があります。

◆園から配布される献立一覧表と食物アレルギー原因食品一覧表を、園と保護者で確認し対応していきます。

◆園と小学校の献立は一部異なります。入学前に小学校の献立を確認するようお願いします。

お子様のアレルギーについて、 入園前に医療機関で診断を受けましょう

①園から「園生活管理指導表」をもらう。



②医療機関を受診する。



③診断が確定し、園での管理が必要な場合は「園生活管理指導表」を
医師に記入してもらう。



④園に「園生活管理指導表」を提出する。
園生活におけるアレルギー対応について園と保護者で相談する。



もしかしてと思ったら、かかりつけ医に相談してみましよう

食物アレルギーと間違いやすい症状



ヒスタミンによる 食中毒

鮮度の低下した赤身魚を食べると、魚
の中のヒスチジンがヒスタミンに変化し、
じんましんなどの症状が出ます。

乳糖不耐症

牛乳を飲むとおなかが
ゴロゴロすることがあり
ます。これは、消化不良
による症状です。



やまいもやきゅうり等 による「仮性アレルギー」

野菜や果物の中には、食物アレル
ギーと似た症状(かゆみなど)を引き起
こす成分が入っているものがあります。



※食物アレルギーのある人でアトピー性皮膚炎を伴うことはありますが、アトピー性
皮膚炎だからといって、食物アレルギーがあるとは限りません。

※一般的には、乳幼児期に発症した食物アレルギーの90%は、6歳までに治ると
言われています。

「園生活管理指導表」が必要と思われる場合は、園に御連絡ください。

6 行事について

集団生活を通してこどもの成長、発達等を促すため、おおむね次のような行事を行っています。

月	行事名	月	行事名
4月	入園式・進級式（10日） こどもの日を祝う会（24日）	10月	平山フェスティバル ＜幼児＞（15日） 徒歩遠足（29日）
5月	移動動物園（14日） 保育参観及びクラス懇談会 （19日5歳児、20日4歳児、 22日3歳児） 防サイ君（27日）	11月	保育参加及び育児講座 ＜5歳児＞（6日） 六所山野外体験学習 ＜5歳児＞（10日）
6月	シャボン玉ショー（2日） ボールクリニック ＜5歳児＞（10日） プール開き（11日）	12月	おはなしを楽しむ会＜幼児＞ （祖父母2日、保護者4日） 鏡もちを作る会（16日） お楽しみ会（22日）
7月	七夕会（7日） 希望懇談会＜幼児＞（8日～10日） プール納め（17日）	1月	個別懇談会（12日～14日） ＜5歳児、3・4歳児希望者＞ 保育参加及び育児講座 ＜3・4歳児＞（27日） 交通安全学習センター学習 ＜4・5歳児＞（29日）
8月		2月	豆まき（3日） 入園・進級説明会（18日） おこしもの作り（25日）
9月		3月	ひな祭り会（3日） お別れ会（4日） 卒園式・修了式（23日）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・内科健診（春・秋）・歯科健診・尿検査 ・幼児身体測定（5月、10月） ・地域ボランティア（ぐるっぺさん）による読み聞かせ、お楽しみ ・不審者訓練・クッキング（5歳児） 等 		
毎月	誕生会・交通安全指導・避難訓練・乳児身体測定		

・保護者参加の行事は、**太字**になっています。

（入園式は、幼児新入園児と新3歳児の保護者のみ参加です）

・予定ですので、都合により変更になることがあります。

・コドモンのカレンダーにて御確認ください。詳細は配信等でお知らせします。

7 健康管理

乳幼児期は心身共に著しく成長し、人として健康な生活を送る基礎をつくるきわめて大切な時期です。こどもが元気にすくすくと育つために、家庭と園が十分連絡を取り合っただこどもの成長を見守ることが必要です。園でこどもが楽しく過ごせるように御協力をお願いします。

(1) 基本的な生活習慣を身につけましょう。

成長・発達途上のこどもが健康に過ごすために、「生活リズムの安定」を保つことが基本です。毎日の生活の中で「早寝・早起き」「一日3回のバランスの良い食事をとる」ことを繰り返すことで、十分な睡眠と栄養が取れ、元気に遊ぶことができます。

大人中心の生活ではなく、こどもの生理的なリズムに合わせましょう。

- ①早寝、早起きをしましょう。夜9時には布団に入ることを目標としましょう。
- ②大人と一緒に朝食をしっかり食べましょう。
- ③朝、登園前にトイレに行きましょう。

(2) 清潔について

- ① 手洗い、うがいは感染予防の基本です。こどもがかかりやすい感染症はウイルス性の病気が多く、手洗い、うがいで予防できるものも多くあります。家庭でも手洗い、うがいの習慣化に心掛けてください。
- ② 感染予防、けがの予防のために爪を短く整えましょう。長い爪は細菌、ウイルスが溜まりやすく不潔になります。また、友達の顔や手をひっかくと傷になってしまいます。
- ③ 毎日入浴し、皮膚を清潔に保ちましょう。入浴後は清潔な肌着を着せてあげましょう。皮膚を汚れたままにしておくとう感染症を引き起こす原因になります。入浴は病気から身体を守るだけでなく、精神的な安定も図れます。病気等で入浴ができない場合は手足やお尻、陰部、赤ちゃんの場合は首の周りも拭いてあげましょう。
- ④ 目や皮膚の病気の予防のため、髪の毛は短くするか、結んであげましょう。

(3) 日頃の健康管理について

- ① 持病や体質的に配慮を要する場合は、あらかじめお知らせください。状況により、主治医の診断書等の提出をお願いする場合があります。
例) 小児ぜんそく、アレルギー体質(過敏症)、ひきつけ、けいれん、
関節がはずれやすい、医療的ケアがある、その他継続的に受診している病気等
- ② 熱がある等いつもと異なる体調の場合は、早めに休養し、ゆっくりと体調の回復を待ちましょう。また、体調が回復してから登園しましょう。

- ③ こどもは体温調節が未熟です。周囲の大人が季節や活動に応じてこまめに衣類を調節することで、次第にこども自身に調節する力が養われます。着脱しやすく、活動しやすい衣服を整えてください。また、こどもは代謝が激しく、汗をかきやすいので汗を吸収しやすい下着を着せて登園させてください。

(4) 体調を悪くしたら

体調が悪い場合は、十分な栄養を取り、安静にすることが大切です。また、こどもの病気は急に状態が変わることもあります。体調の変化に合わせて早めに受診し、悪化しないようにしましょう。

こんな時は家で様子を見て、早めに受診しましょう。

- ぐずる、泣いてばかりいる
- 元気がなく、食欲がない
- 熱がある
- ぐったりしている
- 下痢、嘔吐がある
- 痛がる
- 湿疹などのブツブツがある
- 朝、なかなか起きられない
- 目やにが出ている

※こどもは、自分の状態をきちんと伝えることが十分できません。朝の忙しい一時ですが、しっかりと目を合わせ、スキンシップをし、こどもの表情や体の状態など、小さな変化に気を配りましょう。

(5) 薬の使用について

園では、原則、こどもに薬を飲ませる、塗る等はいりません。

- ・保育時間中に薬が必要な場合は、可能な限り保護者が来園して実施して下さるようお願いします。
- ・受診した医療機関で現在通園していることを伝え、保育時間中に薬を使用しなくてもよいように使用時間や薬の種類の変更等が可能かを相談してください。
- ・上記が共にできない場合は、園に相談してください。
- ・医師の指示に基づかない市販薬等の対応はできませんので、御了承ください。

(6) 病児保育について

病気やけがの回復期にあり、集団保育が困難な場合に、病児保育室の利用ができます。詳細は園にある「豊田市病児保育事業利用のご案内」を参照ください。ただし、施設利用定員は限られていますので、良き協力者を探しておくことも大切です。

病児保育室

すくすくの森 (すくすくこどもクリニック隣) 豊田市東山町 2-2-9 TEL80-1633

ぴよっこ (豊田厚生病院内) 豊田市浄水町 1 丁目 58 番地 1 TEL43-5082

ぴーぽらんど (トヨタ記念病院) ※実施方法・使用様式等が異なるので、トヨタ記念病院のホームページで確認してください

(7) 園での定期健康診断等について

- ① 病気や異常を早期発見するために園医等による定期健康診断を実施します。(内科、歯科、尿検査、視力検査(年中・年長のみ))
診断の結果、疾病や精密検査等のお知らせがあった場合は、速やかに医療機関を受診してください。
- ② 相談事項等があれば事前に配付する「定期健康診断事前調査票」に御記入ください。
- ③ 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査は、園での健康診断とは内容が異なりますので、市から届く通知に従って必ず健診を受けてください。

(8) 園で体調が悪くなったら

体調が悪くなった場合は、連絡します。早めにお迎えに来ていただき、医療機関を受診してください。園で感染症が流行している時は、受診の際、現在通園している園で感染症が流行していることを医師に伝えてください。

けがをした場合は応急処置をし、状況を連絡します。必要に応じてお迎えをお願いする場合があります。

＜こんな時は連絡します。御理解と御協力をお願いします。＞

- 発熱や頭痛、腹痛、おう吐、下痢等で状態が回復しない
- いくつかの症状が重なって見られる
- 食事や水分がとれない
- いつもと様子が違う
- 地域の感染症の流行状況から判断した場合

(9) 感染症について

- ① こどもが感染症にかかったら、直ちに園へ連絡してください。
- ② 感染症によって、医師の指示により他の児童へ感染のおそれがないと判断されるまで登園停止となるものがあります(学校保健安全法施行規則18・19条)。
- ③ 登園停止となった感染症の内、治ゆした証明が必要な場合があります(下表1のとおり)。提出が必要な場合は園から指示させていただきます。提出の方法については、下記のとおりです。

豊田加茂医師会加盟医療機関に「治ゆ証明書」が置いてあります。医療機関で証明を受け、登園時に、園へ提出してください。豊田加茂医師会に加盟している医療機関で受診した場合の文書料(証明料)は、市で負担します。

○豊田加茂医師会加盟医療機関(豊田加茂医師会ホームページ)

医療機関については、以下のアドレスまたはQRコードから確認してください。

<https://www.toyotakamoishikai.or.jp/search/>



(豊田加茂医師会加盟でない医療機関で、治ゆ証明書が発行された場合の文書料は保護者負担となります。)

- ④ 感染力が非常に強い感染症（インフルエンザ等）については、感染拡大防止のため、クラス等に対して登園自粛の措置をとることもありますので、御承知ください。
- ⑤ 予防接種により、発症を予防できる感染症があります。市から予防接種の通知が来たら、体調を整えて早めの接種をお願いします。
- ⑥ 清潔、不潔に関係なく、年間を通してアタマジラミの発生が見られます。髪の毛から髪の毛へと付着し広がりますので、発生したら直ぐ駆除等に御協力ください。

表1 治ゆ証明書が必要な感染症 (R7.10 時点)

治ゆ証明書が必要な感染症	登園停止期間の基準
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
風疹（三日はしか）	ほっしん 発疹が消失するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	じかせん がっかせん ぜっかせん しゅちよう 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
水痘（水ぼうそう）	ほっしん かひか すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	しょうたい 主要症状が消退した後2日を経過するまで
腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎（はやり目） 急性出血性結膜炎、結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24時間が経過するまで

※以下のインフルエンザ・新型コロナウイルス感染症は、治ゆ証明書は不要ですが、感染拡大防止のため、登園停止期間の基準を過ぎてから登園するようにしてください。

感染症名	登園停止期間の基準
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

※その他の感染症（伝染性紅斑（りんご病）、とびひ、手足口病、ヘルパンギーナ、感染性胃腸炎等）についても、治ゆ証明書は不要ですが、医師の判断により集団生活が困難と判断された場合は、登園できないことがあります。

(10) 新型インフルエンザ等が発生した時

病原性の高い新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活や国民経済に甚大な影響を及ぼしそうな場合には、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済に及ぼす影響を最小限にするため、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が行われます。

必要に応じて、保育施設の臨時休園を行う場合があります。

8 家庭の協力

(1) 登降園について

- ① 時間は守ってください。
- ② 登降園は安全な道を選び、毎日決めた道を通りましょう。また、歩くときは必ず手をつなぎましょう。
- ③ 登降園時の送迎は、保護者の方で責任をもっていただき、交通事故防止につとめてください。門扉は保護者の方で責任をもって開閉をしてください。鍵は必ず閉めましょう。
- ④ 中途時間に降園する時、又は保護者以外の方が迎えに来る時は事前に連絡してください。
- ⑤ 欠席する時や、長期欠席後登園する時は事前に連絡してください。
- ⑥ 車を利用される場合は、下記のことを守ってください。
 - 決められた場所に駐車し、必ずエンジンを止め、施錠をしてください。
 - 車上ねらいが多発していますので、車内にはバッグ等を絶対に置かないようにしてください。
 - 車からは親が先に降り、必ずこどもの手をつないでください。
 - 車中にこどもを残さないでください。

登降園の受付を始め、園への連絡などは保育支援アプリ(コドモン)にて行います。

※詳細は、各園から別途案内させていただきます。御理解・御協力いただきますようお願いいたします。

(2) 生活習慣について

- ① 早寝・早起きの習慣をつけましょう。
- ② 大人と一緒に朝食をとりましょう。
- ③ 登園前に排便の習慣をつけましょう。
- ④ 朝夕のあいさつはすすんでしましょう。
- ⑤ 安全の習慣を身につけましょう（交通事故、水難事故、誘拐事件等の防止）。
- ⑥ テレビ・ゲーム等は時間を決めましょう。
- ⑦ スマホやパソコンの使用は控え、ふれあいを大切にしましょう。

(3) 休園日について

休園日は、日曜日、祝日、年末・年始（12月29日から翌年の1月3日まで）、災害等の発生が予測される場合です。なお、土曜日については園によって異なりますので、巻末のこども園一覧表を参照ください。

9 災害等の発生が予測される場合の登降園等

豊田市では、台風時や地震時及び大雨による災害事故を防ぐため、この地方に警報が発表された時の登降園について、次のようにとり決めておりますので御協力ください。

また、暴風警報等の気象情報については、テレビ、ラジオ、インターネット等の放送又はひまわりネットワークの気象情報を御確認ください。

豊田市内気象警報等の区域については以下の2区域となります。

・西三河北西部 ⇒ 豊田市西部（下記以外の地区）

・西三河北東部 ⇒ 豊田市東部（旭、足助、稲武、下山地区）

◆上記園所在区域に「暴風警報」が発令された場合

①警報が発令されて午前6時まで解除された場合は、平常通り保育します。

②午前6時まで警報が解除されない場合は、当日の保育を中止します。

③園児が園にいる時に発令された場合は、速やかに迎えにきてください。

④注意報発令の場合にも気象変化に十分注意して、こどもの危険防止に努めてください。

※園所在区域に「暴風雪警報」「特別警報」が発令された場合も、「暴風警報」発令時と同様の対応となります。

◆上記園所在区域に「大雨警報・洪水警報」が発令された場合

原則保育を実施しますが、園が危険と判断した場合は当日の保育を中止します。

※前日までに台風の接近や、災害級の大雨等が予報されている場合には、翌日の保育を中止する場合があります。該当する場合にはコドモンから連絡しますので、御理解・御協力をお願いします。

◆給食について

①午前6時まで暴風警報の発令が解除された場合は、当日の給食はあります。

なお、保育時間中に暴風警報が発令された場合、その時間・状況により給食を実施できない場合がありますので、御承知おきください。

②前項の規程にかかわらず気象情報等により、事前に暴風警報が発令されると予測される場合は給食を中止することがあります。

この場合においては、給食を中止する日の前日の午前11時まで、コドモンアプリにて連絡します。なお、当日暴風警報が発令されていない場合においても給食はありませんので、弁当を持参してください。

※「特別警報」が発令された場合も、原則「暴風警報」発令時の対応に準じます。

※特定の地域において土砂災害警戒情報、河川氾濫情報、その他の避難指示等が発令された場合は、園の指示に従ってください。

※豊田市から「警戒レベル3・4・5」が発令された地域の方は速やかに避難してください。

◆地震が発生した場合

①豊田市内で震度5弱以上の地震が発生した場合、園から指示があるまで自宅待機とします。

②園児が園にいる時に震度5弱以上の地震が発生した場合は、速やかに迎えにきてください。

③南海トラフ地震臨時情報が発令された場合は、園からの指示に従ってください。

◆Jアラートが発信された場合

- ①登園前に発信された場合は、園から指示があるまで自宅待機してください。
- ②保育中に発信された場合は、園からの指示に従ってください。

10 保育料等

こども園等の保育料

(1) 保育料の種類

こども園等の保育時間は以下の4つに分かれます。

【A】基本保育時間	午前8時30分から午後3時まで（月～金曜日）
【B】早朝保育時間	実施している園もあります。
【C】延長保育時間	実施内容は園によって異なるため、詳しくはこども園
【D】土曜日保育時間	等一覧を参照してください。

7:30	8:30		15:00	16:00	17:00	18:00	19:00
早朝 保育 時間 【B】	基本保育時間【A】（月～金曜日）			延長保育時間【C】			
	月額料金は市民税所得割額等による			月額			
月額 1,000 円	土曜日保育（基本保育時間土曜日）【D】			→ (16:00まで) 1,000円			
	※一部の園は正午まで			→ (17:00まで) 2,000円			
←	月額1,600円（正午までの園は800円）			→→ (18:00まで) 3,000円			
				→→→ (19:00まで) 4,000円			

※記載の金額は乳児（0～2歳児）の料金です。幼児（3～5歳児）の料金は0円です。

(2) 【A】基本保育料

平日の午前8時30分から午後3時までの保育にかかる保育料です。

保護者の市民税所得割額等に基づき、基本保育料を決定します。ただし、調整控除以外の各種税額控除（住宅借入金等特別税額控除やふるさと納税等）は加味しません。

幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所については、この他に実費徴収（施設整備費・園独自の教育経費等）がある場合があります。実費徴収分は無償化の対象外となります。実費徴収の詳細については、直接園にお問合せください。

階層	市民税所得割額	0～2歳児	3～5歳児
A	生活保護世帯	0円	0円
B01・B91	市民税非課税		
C01・C91	48,600円未満		
C02・C92	57,700円未満		
C03・C93	77,101円未満		
D01	97,000円未満	12,000円	
D02	169,000円未満	15,000円	
D03	301,000円未満	32,000円	
D04	301,000円以上	37,000円	

(3) 【B～D】早朝・延長・土曜日保育料（以下、「延長保育等」という。）

延長保育等は、保護者の就労形態等に応じて保育を実施します。

ア 利用できない場合

家庭保育が可能な場合は、延長保育等は利用できません。

イ 提出書類

- ・早朝保育等及び春季休業保育等申請書（園で配付）
- ・延長保育等が必要である旨を証明する、要件証明書（就労証明書等）

ウ 申込み

延長保育等の申込み、変更及び取消しは、利用前月の 25 日までに園に申請書を提出してください。原則として、期限を過ぎてからの変更はできません。

エ 保育料

	0～2 歳児（D階層のみ）	・0～2 歳児 （A～C階層） ・3～5 歳児
【B】 早朝保育料	月額 1,000 円を加算 ※午前 8 時から午前 8 時 30 分までの園は月額 500 円を加算	0 円
【C】 延長保育料	1 時間ごとに月額 1,000 円を加算	
【D】 土曜日保育料	月額 1,600 円を加算 ※午前 8 時 30 分から正午までの園は月額 800 円を加算	

オ その他

幼保連携型認定こども園の 3～5 歳児のうち、保育の必要性がない（1号認定）場合は、延長保育等を利用できません。

ただし、各園が実施する預かり保育を利用できる場合がありますので、直接園にお問合せください。

基本保育料の算定方法

(1) 基本保育料の算定方法

基本保育料は、保護者の市民税所得割額によって算定されます。

算定の対象となる保護者

ア 父	
イ 母	
ウ 家計の主宰者	父、母ともに市町村民税非課税の場合は、 父母以外の同居の直系血族（祖父母等）及び高校生以上の兄弟のうち、最も市町村民税額が高い方

なお、父母が別居している場合や、離婚後同居している場合も両親が算定の対象となります。

(2) 基本保育料の階層

こども園等の保育料（2）【A】基本保育料の表において、算定者の市民税所得割額の合計額が該当する階層が基本保育料の階層となります。

- (3) 保育料の多子軽減** ※A～C階層は、保育料は無料のためD階層のみ適用
多子世帯においては、そのこどもが何人目のこどもかによって、基本保育料等の軽減措置があります。

【兄弟判定】

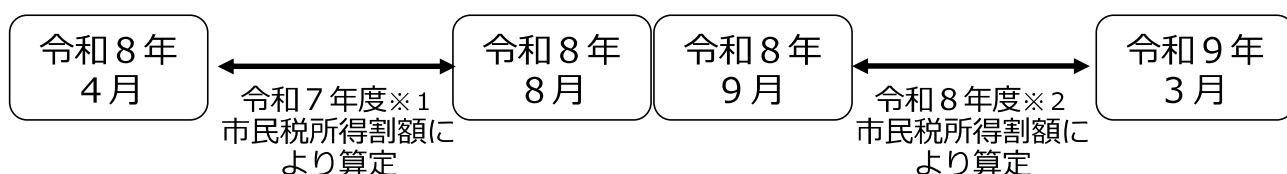
生計を一にする兄弟をすべてカウントして何人目のこどもかによって判定します。同居の兄弟は生計を一にするとみなしますが、別居の兄弟の場合、就労、婚姻、海外に居住している場合は生計を一とはみなしません。別居の兄弟であっても生計を一としている場合は、別途書類の提出が必要です。

【0～2 歳児 保育料の多子軽減表】

	階層	基本保育料	延長保育料等
第1子	D01 以上	軽減なし	軽減なし
第2子以降	D01 以上	0円	0円

(4) 基本保育料の再算定

最新の税額で保育料を算定するためには基準年度の変更が必要になります。
毎年9月分の保育料の算定から基準年度の変更を行うため、9月分から保育料が変わることがあります。



- ※1 令和7年度市民税所得割額とは令和6年1月1日～12月31日の所得に応じて課税されます。
- ※2 令和8年度市民税所得割額とは令和7年1月1日～12月31日の所得に応じて課税されます。

保育料の支払方法

保育料の納付は口座振替をお願いします。

(1) 手続

入園時にこども園でお渡しする「豊田市市税等預金口座振替依頼・自動払込申込書」に必要事項を記入し、口座振替を希望する金融機関又は郵便局に提出してください。

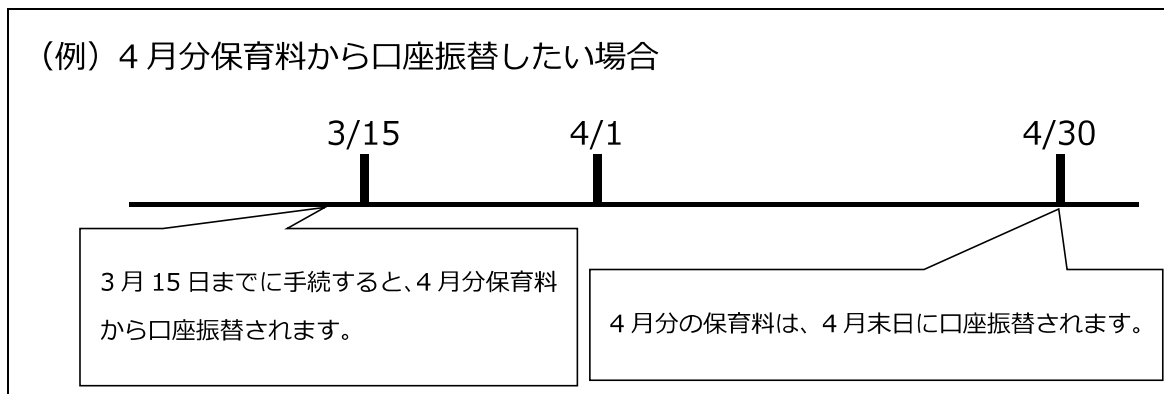
なお、当初入園における提出方法は、園から指示があります。

毎月15日で締切り、翌月分保育料から口座振替が開始されます。

(2) 振替日

毎月月末（ただし12月は25日）に当月分保育料を振替します。

ただし、振替日が金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日が振替日です。



(3) その他

幼保連携型認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所は、各園等が保育料を徴収しますので、直接園等へお問合せください。

令和8年度の振替日は以下のとおりです。

月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
日付	4/30	6/1	6/30	7/31	8/31	9/30	11/2	11/30	12/25	2/1	3/1	3/31

※延長保育等利用によって追加で発生した保育料や、残高不足で引落しができなかった保育料については、対象月の翌月の振替日に翌月分保育料と合わせて再振替します。(再振替は対象月毎に1回のみ)

春季・夏季休業保育

春季休業保育及び夏季休業保育期間中は、保護者の就労形態等に応じ保育を実施します(一部の園を除く)。

(1) 利用できない場合

家庭保育が可能な場合は利用できません。

(2) 提出書類

- ・早朝保育等及び春季休業保育等申請書(園で配付)
- ・要件証明書(就労証明書等)

(3) 申込み

事前に利用希望調査を行います。

春季・夏季休業保育の申込み、変更及び取消しは、利用前月の25日までに園に申請書を提出してください。原則として、期限を過ぎてからの変更はできません。

(4) 春季休業保育及び夏季休業保育期間中にこども園等を利用しない場合の基本保育料

区分	利用しない期間	各月の基本保育料	
春季休業	卒園式※翌日～3/31	3月	基本保育料×16/25
	4/1～入園式※前日	4月	基本保育料×16/25
夏季休業	7/21～7/31	7月	基本保育料×16/25
	8/1～8/31	8月	0円

※公立こども園以外の場合、園によって卒園式・入園式の日付が異なる可能性があります。
その場合、公立こども園の卒園式・入園式の日付に合わせて保育料が計算されます。詳しくは園に御確認ください。

(5) その他

幼保連携型認定こども園の3～5歳児のうち、保育の必要性がない(1号認定)場合は、春季・夏季休業保育を利用できません。

ただし、各園が実施する預かり保育を利用できる場合がありますので、直接園にお問合せください。

給食費等その他費用（保育料以外にかかる費用）

以下の支払については、「12 保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）の利用」を参照してください。詳細については別途園から指示があります。

(1) 災害共済制度（日本スポーツ振興センター）

万一の事故、災害に備えて加入していただく制度です。保育中及び登降園中の事故、災害に対して給付されます。共済掛金（保護者負担額）は年額240円又は200円です。（園によって異なります。） ※平山こども園は240円です。

※上鷹見、則定、冷田、大蔵、杉本こども園については、制度上、日本スポーツ振興センターの災害共済に加入できないため、民間損害保険会社の傷害保険に加入いたします。保険料（保護者負担額）は、日本スポーツ振興センターに準じます。

(2) 給食費

豊田市では、公立こども園に通園する3歳児～5歳児の給食費について、令和6年度から無料になりました。また、アレルギーや宗教・信条等の理由により弁当を持参される場合は、代替給付を行っています。代替給付の詳細は、豊田市ホームページを御参照ください。

該当ページへの二次元コード→



URL: <https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/kosodateshien/teate/1060283.html>

保育料等の未納

月々の保育料等は納付期限内にお支払ください。以下は、万が一保育料等が未納になった場合の取扱いです。

(1) 延滞金の発生

納付期限までに支払がなかった保育料に対して、延滞金が発生します。
詳しくは、対象者に送付する督促状の裏面を確認してください。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等の未納分

(2) 児童手当等からの徴収

児童手当法に基づき、保育料等が一定の期間未納となっている場合に限り、児童手当等を保育料等の支払に充てたいと考えています。

児童手当等からの支払には、あらかじめ申出書を提出する必要があるため、教育・保育施設等利用申込書内【児童手当・特例給付に係るこども園保育料等の徴収に関する申出書】欄への御記名をお願いします。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等
給食費の未納分（令和5年度以前の滞納分）

【注意事項】

未納額によっては、兄弟姉妹分の児童手当等も支払に充てることがあります。
児童手当等から保育料等未納分を差し引き、残った金額があればその差額が支給されます。

(3) 滞納整理業務を市債権管理課へ移管（へき地保育所：上鷹見等6園を除く）

督促状発送後納付がない場合は、地方自治法及び地方自治法施行令に基づき、市債権管理課が催告や差押等法的手続による滞納整理を予告なく行います。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等の未納分

(4) 入園決定

過去に保育料等の未納がある場合（既に卒園したこどもの未納を含む）は、こども園等に入園できない場合がありますので、保育課に連絡を取るとともに、早急に納付をお願いします。

幼児教育・保育の無償化（参考）

3歳児から5歳児（満3歳になった後の4月1日から小学校入学前まで）及び住民税非課税世帯の0歳児から2歳児のお子様は、こども園等の利用料が無償化となります。

無償化の給付を受けるためには、認定申請が必要な場合があります。制度概要等を御確認ください。

なお、認定決定が利用日に間に合わない場合は、認定決定までの利用料は無償化の対象外となります。

各施設における無償化対象（○：対象、×：対象外）

分類	対象施設・事業 (分類を越えた併用は原則不可。市外施設も対象)	保育要件あり ※1 (共働き等)		保育要件なし (専業主婦(夫)等)	
		利用料	在籍園での 預かり保育	利用料	在籍園での 預かり保育
①	私立幼稚園 青木、豊田星ヶ丘、松平大和、飯野ひかり、美里、ひらしば	○ ※2	○上限あり ※3	○ ※2	×
②	私立幼稚園 ①以外の幼稚園	○上限あり ※2,4	○上限あり ※3	○上限あり ※2,4	×
③	認定こども園	○ 延長も対象	○上限あり ※3	○ ※2	×
④	こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所	○ 延長も対象		○	
⑤	企業主導型保育施設	○		×	
⑥	認可外保育施設等、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（預かりのみ）	○上限あり ※5		×	
⑦	障がい児通所施設 (放課後等デイサービスを除く)	○ 分類①から⑥との併用可			

※1 保育要件ありとは、同居の保護者（父、母とも）が以下に該当する場合

就労（月 60 時間以上）、出産、病気・障がい有り、同居親族の看護・介護、就学（月 60 時間以上）、通園・通学の付き添い（月 60 時間以上）、求職活動、災害

※2 満3歳を含む

※3 月 1.13 万円まで。満3歳児の住民税非課税世帯の場合は月 1.63 万円まで。

※4 月 2.57 万円まで。授業料、入園料のみが対象。

※5 合計月 3.7 万円まで。0歳児から2歳児の住民税非課税世帯の場合は月 4.2 万円まで。認可外保育施設は市HPに無償化対象施設の一覧を掲載。

1 1 状況が変わった場合の手続について

【具体的な手続の例】

状況	教育・保育給付認定 変更申請書	要件証明書	時間外変更 申請書等	退園届	備考
離婚・結婚、祖父母と同居・別居など世帯構成が変わった場合	○	-	-	-	【期限】変更になった翌月 1 日
市外へ転出する場合	-	-	-	○	【期限】退園日の 1 5 日前
・税額が変わった場合 ・生活保護の受給を開始・廃止停止した場合 ・世帯員が障がい認定を受けた場合	○	-	-	-	【期限】変更になった翌月 1 日
入園要件が変わる場合 ・仕事の退職・休職 ・出産予定月後 2 か月経過 ・診断書内期間を終了 ・退学 等	○	○	-	-	新しい要件証明書 ※入園要件不要年齢は教育・保育給付認定変更申請書のみでも可 ※求職活動申立書を提出する場合は、求職活動開始後 2 か月以内に就労証明書を提出することが必要
就労証明書等の内容を変更する場合	○	○	-	-	就労時間・育休期間等全項目の変更に必要
早朝保育及び春季休業保育等の申込み、変更及び取消し	-	○	○	-	【期限】利用前月の 2 5 日 ※就労要件の場合の就労証明書を事業所に証明してもらう必要あり

※書類は園にあります。期限までに園へ提出してください。

申請に基づき教育・保育給付認定等を変更します。

この他にも変更の手続が必要な場合がありますので、園又は、保育課に御相談ください。

※市外へ転出する場合、転出日前日の月末まで登園可能です。ただし、5 歳児が 2 月 2 日以降に転出する場合は、3 月末（卒園）まで登園可能です。

◎申込書等に虚偽の内容があった場合

年度の途中でも退園していただきます。

なお、年間を通して就労等実態調査を行いますので、こども園等の適正運営について、御理解と御協力をお願いします。

◎長期間、園をお休みする場合

以下の条件に該当する場合は退園となります。（旧幼稚園型の認定こども園の幼児を除く。）

- ・ 1 月の間（3 1 日以上）連続して欠席したとき。
- ・ 3 月間連続して各月の開所日数の過半数を欠席したとき。

※ 4月1日から入園式の前日まで、7月21日から31日まで、8月1日から31日まで、及び卒園式の翌日から3月31日までの間で、春季休業保育、夏季休業保育を利用しないときは上記日数から除くことができます。

12 保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）の利用

以下のとおり保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）を利用します。

※利用には保護者スマホ等からアプリのダウンロードや登録が必要です（登録方法や登録に必要なID・パスワードは園から別にお知らせします。）。

コドモン

〈活用する主な機能〉

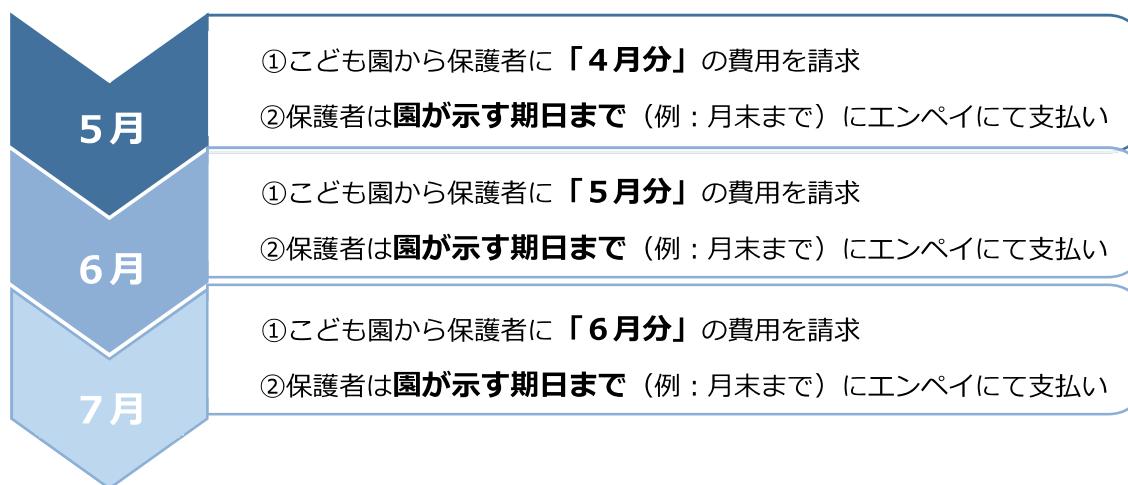
	機能名	使用用途
1	登降園管理	登降園時間の打刻、出欠・遅刻の連絡、迎えの変更などを行います。
2	給食申請	給食を申請する際に使用します。
3	お知らせの配信	園だよりなど保護者宛てのお知らせを配信します。
4	アンケート機能	保護者向けにアンケートを行う際に使用します。
5	行事予定	各園の行事や休園日等を確認する際に使用します。

※日々の登降園管理や給食の申請については、コドモン上で行うこととなりますので、忘れずに登録をお願いします。

エンペイ

諸費（絵本代など）、一時保育料、災害共済掛金の保護者負担金についてはエンペイを用いて園から保護者に請求します。

〈支払の流れ（例）〉



13 その他の取組

紙おむつのサブスクについて

(運用開始：令和4年度)

公立こども園では紙おむつのサブスクを利用することができます。利用を希望される場合は、提供事業者のお申込みフォームからお申込みください。(希望者のみ)

(1) 対象

公立こども園の0～2歳児

(2) 利用方法

本サービスの事業者（BABY JOB 株式会社）と各自で契約を結ぶことで利用可能。

QRコードまたはコドモンのリンク集から登録をして下さい。

【コドモン】アプリ内の「その他」メニュー → 施設からのリンク集

(3) 利用料金

1か月2,508円(税込)(令和7年12月現在)

(4) 紙おむつ・おしりふきの種類

紙おむつ：マミーポコ

おしりふき：ムーニー

(5) 登録期限

利用開始の前月25日まで(4月入園の場合、3月25日まで)

25日を過ぎて登録した場合は、園の先生に「おむつのサブスクを登録しました。」とお声掛けください。なお、日割り計算はできないため、月途中開始の場合は御注意ください。

(6) 解約について

前月の月末までにBABY JOB 株式会社の専用ページから解約手続きを行うと、翌月から利用停止ができます。(日割り計算はありませんので、月途中解約でも1か月分料金が発生します。)

お申込みフォーム



お昼寝ベッドについて

(運用開始：令和5年度)

公立こども園では、保育室内の安全性や衛生面(各種感染症対策等)の充実を図ること、また保護者の負担軽減を目的としてお昼寝ベッドを導入しています。

(1) 対象

公立こども園の0～3歳児

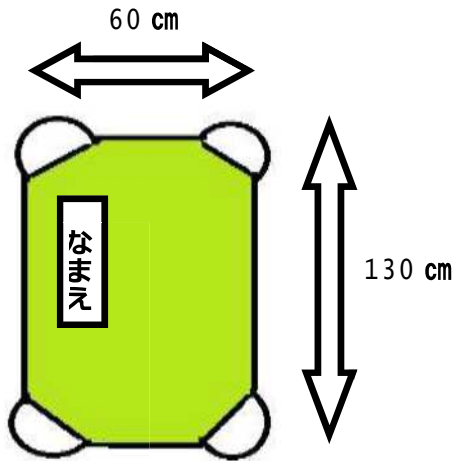
(2) 導入によるメリット

保護者：布団の用意が不要、布団の持ち運び・布団干しの負担軽減

こども：衛生環境の向上<新型コロナウイルスを始めとする各種感染症の感染拡大の防止、埃・ダニの繁殖の抑制、睡眠の安定 など>

(3) 家庭で用意していただくもの

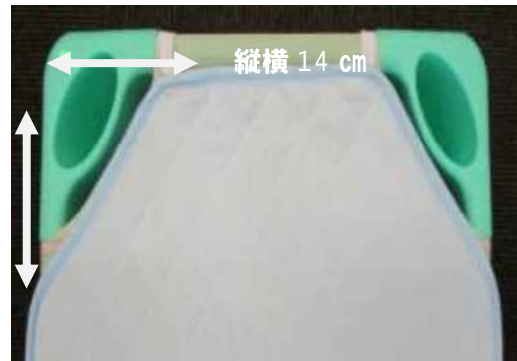
○お昼寝ベッド用シーツ 2枚 (洗い替え用)



【作成する例】

- ・ベッドの大きさにあった左のサイズのものを市販品又は作成して御準備ください
- ・生地は自由です
- ・作成する場合は、
 - *布 (タオル地、キルティング地など)
 - *ゴム4本 (目安: 横2~3cm×長さ35cmほど)
 - *四隅を縦横14cmほど三角形に折るを使ってください
- ・シーツの左上に名前を付けてください

【市販品の例】



○掛布団に代わるもの

(夏) タオルケット (冬) 毛布、ブランケット
季節によって使い分けてください。

○シーツ入れ袋

休みの前日にシーツとタオルケット等を袋に入れて持ち帰り、洗濯をして翌週にシーツ袋に入れて持ってきてください。エコバックなどのスーパー袋位の大きさの袋を用意してください。名前を記入してください。



(4) その他

- ・枕は不要です。
- ・シーツや掛布団にかわるものは、体調や気温によって変えて頂くことは可能です。
- ・ベッドのイメージ図とサイズ

【サイズ】縦 134 cm×横 60 cm×高さ 12.3 cm



14 その他の注意事項

- ① こどもの急病などの連絡に備え、連絡先を明確にし、園との連絡を密にしてください。
(携帯電話番号の変更など速やかに連絡してください。)
- ② 住所、勤務先の変更、家族の人員に異動(結婚、離婚、祖父母との同居・別居、死亡など)、保育料算定者の市民税額更正等があった時は、速やかに連絡をし、申請等してください。
- ③ 保育時間中における担任の呼び出しは御遠慮ください。
- ④ こどものこと、保育に関することは、こども園にお気軽に御相談ください。
- ⑤ 退園される場合は、原則15日前までに申し出てください。15日前を過ぎた場合、過ぎた日数分の保育料が発生する場合があります。

※ 園生活について

(1) 服装・持ち物について

- ・登降園時は私服です。(ポケットのある洋服で飾りの少ない運動しやすいもの、汚れてもいいもの、スカートやフード付きでないものが望ましいです。上着のボタンやファスナーは閉めましょう。)
- ・名札(園用)は左胸につけます。(4月中、実習生などが来た時のみ付けます)
- ・**ポケットに必ずハンカチ、ティッシュを入れてください。**移動ポケットは、遊びの妨げになったり、危険につながったりしますので基本使用しません。
(ポケットのない服を着るときのみにしてください)
- ・髪の毛の長いお子さんは、生活や遊びの妨げにならないように結んでください。また、ヘアピンは取れたり、管理ができないので御遠慮ください。
- ・運動靴はお子さんの足に合ったサイズで脱ぎ履きしやすい物をお願いします。
- ・室内ではシューズを履きます。(金曜日に持ち帰ります。)
- ・体操服は運動会・園外保育などに着用しますが、通園着にも利用していただいても結構です。

(2) 園からの連絡、たより、アンケートについて

- ★基本、コドモンで配信します。必ず御確認ください。
- ★行事につきましては、コドモンのカレンダーに入れてあります。
- ★個人ファイルに入れて手紙を配布する場合(金曜日)もありますので、毎日おつかい袋の中を確認してください。個人ファイルは卒園まで使用します。
翌日に必ず返却してください。

(3) 健康観察について

- ・健康観察をし、必要な時はコドモン→連絡→コメントに入力してください。
(例:「少し鼻水が出ます」「昨日(日曜日)、転んで怪我をしました」など)
- ・体調が悪い時は無理をせず登園を控えてください。

(4) 汚れた衣服の持ち帰り

汚れた衣類は、こども園の番号のついた容器に入れてトイレに置いてあります。降園時にカバンについている札と同じ番号の容器から汚れた衣服を取り出し、容器を水洗い、消毒をして伏せておいてください。衣類の補充もお願いします。

◀下痢・嘔吐で汚れた衣服の場合▶

感染性胃腸炎等が園内でまん延しないよう、手洗い、うがいを中心に衛生管理に心がけています。集団感染の原因の一つとして、保育者の“手”を介して広がる二次感染があります。下痢便、嘔吐で汚れた衣類の汚れは、周囲にウイルスなどが飛び散らないよう、静かに大まかな汚れだけを落としてビニール袋を2重にして入れてあります。細かい汚れまでは完全に落としていませんので御了承ください。
(二次感染防止のため)

◆御自宅で汚れを落とすときに心がけてください

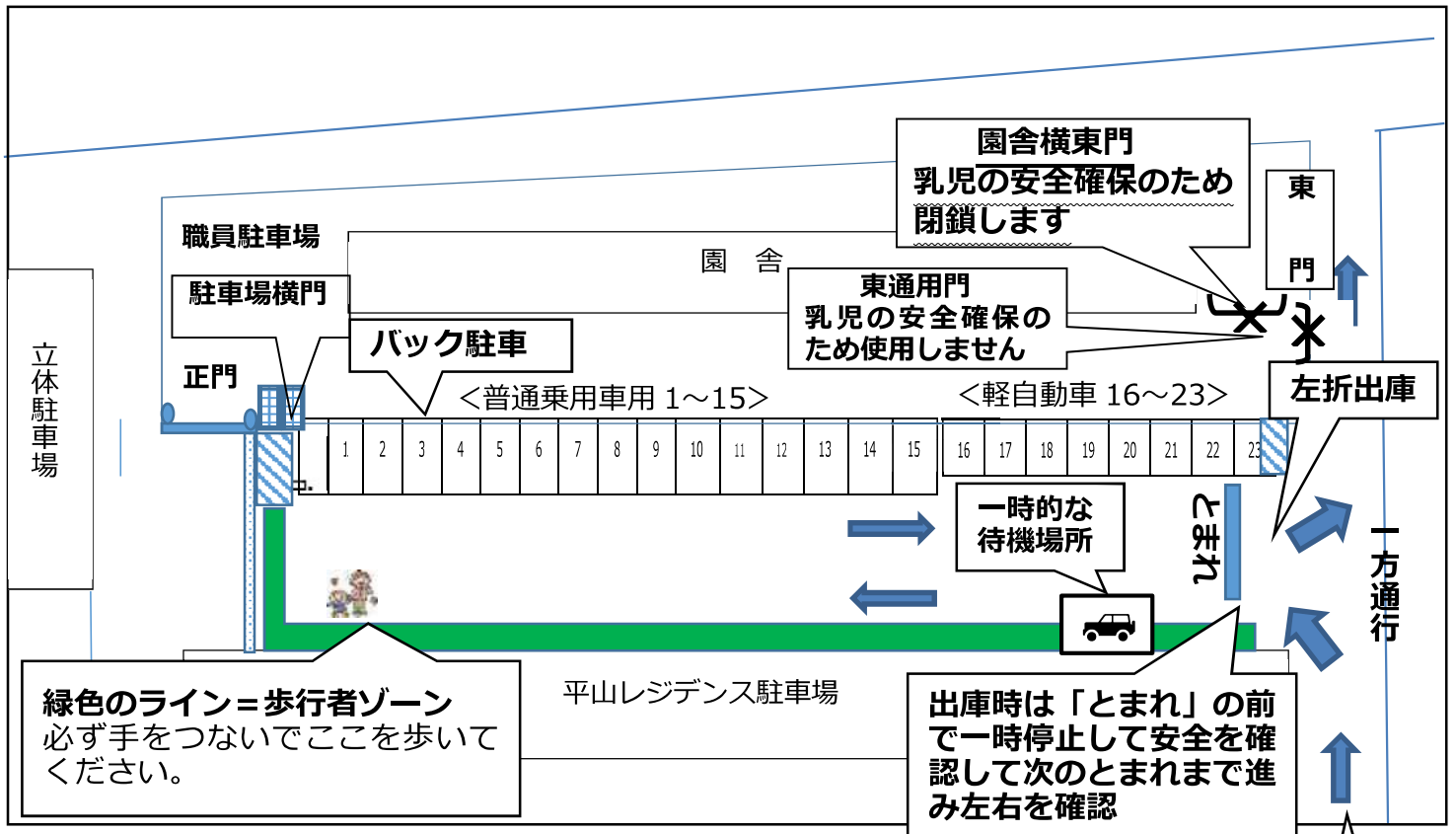
- ・窓を開け、十分換気をしてください。
- ・使い捨て手袋、使い捨てマスクを使用すると、二次感染を防止するのに効果的です。
- ・塩素系の消毒液を使用する、または、85℃の熱湯で1分間以上つけることで消毒の効果が得られます。ただし、素材によっては縮んでしまう場合がありますので、適応を確認しながら消毒してください。また、塩素系の消毒液は色落ちする場合がありますので消毒薬の注意書きを確認しながら、気を付けて使ってください。
- ・他の洗濯物と分けて、最後に洗濯をしてください。
- ・片付け時、周りを汚さないように気を付けてください。
- ・最後に石鹸で、しっかりと手洗いをしてください。

★おねがい★

- ・家庭の都合や仕事の都合等で、その日の連絡先の電話番号や連絡順が変わった場合は、必ず登園時に御連絡ください。また、携帯番号や職場の連絡先が変わった場合もお知らせください。
- ・年度当初に確認させていただいたお迎え時間や迎え者が変更になる場合は、コドモンから必ず変更申請をお願いします。電話連絡でもよいです。
- ・園に忘れ物をした時は、基本電話連絡をしません。次の登園日にお渡ししますので、水筒、コップなどは替わりの物を持ってきてください。病気や御家庭の都合でお休みをした週末、金曜日には、シューズや昼寝シートなど洗濯が必要な物を取りに来てください。

※駐車場について

園舎南側駐車場を御利用ください。



<駐車場使用時の注意点・必ず守っていただきたい事>

- ①車は、駐車場奥からバックで停めてください。
- ②駐車スペースについて
 - * 普通乗用車スペース・・・普通乗用車（軽自動車用スペースがあいてない場合は、軽自動車も駐車可）
 - * 軽自動車スペース・・・軽自動車・小さめの普通乗用車
- ③降車時は、**保護者の方が必ず先に降り**、ドアを開けてお子さんを降ろしてください。
乗車時は、**必ずお子さんを先に乗せ**、ドアをしっかり閉めてから保護者の方が乗ってください。
※お子さんの後降ろし、先乗せを徹底。決してお子さんだけの乗り降りはいししない。
- ④駐車場内の緑色のラインは、歩行者ゾーンです。駐車場内は、必ずお子さんと手をつなぎ緑色のラインに沿って歩行してください。
※歩行時は、緑色のラインを歩く

- ⑤ 駐車場へ入る時は、南方面から入り（**左折入庫**）、出る時は、北方面へ（**左折出庫**）出てください。出庫時は、出入り口で必ず一旦停止をし、左右を確認してください。

※左折入庫、左折出庫、出庫時の一旦停止の徹底（園内ルールです）

- ⑥ 駐車場が満車の場合は、駐車場内入り口前で1台のみ待機。（左記図参照）駐車場付近道路での待機は、近隣の方の御迷惑となります。周回をお願いします。

- ⑦ 令和7年度より保育所化となり、乳児保育も始まり、園児数が増えました。
お子さんの送り、迎え後は、速やかな御移動をお願いします。

※ 普段送迎される方以外の方が送迎される際や兄弟児にも、ルールを徹底していただくようお願いします。

<早朝、延長保育を御利用の方へ>

* 車の大きさに関係なく、奥から順に停めてください。

<駐車場内での事故について>

* 駐車場内での事故については、責任を負いません。各自の責任の下で、御利用ください。事故が起きてしまった場合は、当事者同士で解決をお願いします。

<行事時の駐車場について>

* 行事等の際は、あらかじめ駐車場利用確認をコドモンのアンケートで行います。できる限り徒歩通園に御理解と御協力をお願いします。また、乳児の方は9時までの登園、車の出庫の御協力をお願いします。

※登降園について

親子の触れ合いを深め、こどもの体力づくりのために、なるべく徒歩での登降園をお願いします。保護者は常にこどもの手本となるよう、交通ルールを守って登降園をしてください。

- ① 必ず親子で手をつないで歩きましょう。
- ② 道路の横断は必ず横断歩道をわたりましょう。
- ③ 信号のあるところでは、こどもに信号の見方等を知らせるようにしましょう。
- ④ 安全な道を通るようにしましょう。
- ⑤ **令和8年度より乳児の安全確保のため、園舎横東門を閉鎖します。**

徒歩通園の方も、園舎南側駐車場の緑のラインを歩いて登園してください。
安全に気を付け、駐車場内の緑色のラインをお通りください。

こどもの生活の基盤は家庭であり、保護者に十分甘えられ、欲求が満たされることで、保護者とこどもの「きずな」ができ、安心した毎日を過ごすことができます。

「三つ子の魂百まで」と昔から言われているように、乳幼児期は一生の基盤が作られる大切な時期です。

こども達一人一人が、よりよい成長・発達をしていくために、こども園と家庭とがお互いに協力し合い、連絡し合って保育をしていくことが大切になりますので、協力をお願いします。

保護者の方がイライラしたり、「早くして」とせきたてたりすると、こどもの気持ちが落ち着かず不安定になり、こども園でも十分遊ぶことができません。こどもには、気持ちにゆとりをもって接していきたいものです。

☆毎日の生活で大切にしたいこと☆

◎生活のリズムを大切にす

こどもは、昼間、十分活動し、夜はPM8：00～9：00には寝ましょう。起きるのが遅いとこども園に来てもぼんやりとし、十分に遊べません。大人の生活リズムに子どもを合わせないように気を付けましょう。

◎朝の食事を大切にす

朝食は一日の生活をスタートするための必要な活動源です。食べることで頭がさえ、体が温まり力が沸いてきます。親子で楽しい会話をしながら朝食を食べて登園させましょう。

◎親子の触れ合いを十分にす

仕事が休みの日には、お子さんとの時間をつくって一緒に遊んでください。遠出をしなくても、近くの公園を散歩したり一緒に触れ合って遊んだりすることで、こどもは満足します。これらの積み重ねがこどもの情緒を安定させるために大切なことです。

◎興味や好奇心からくる行動を十分にさせる

まわりから見るといたずらと思われる行動(タンスの中身を出す、スイッチをいじる等)もこどもにとって、興味や好奇心を広げていく遊びであり、まわりを探索しながら生活を広げていきます。安全に留意しながら見守り、危険なこと(危ないこと、してはいけないこと等)をした時は、言葉や表情で気付かせてあげましょう。

◎こどもの甘えは十分受け入れ、心の安定を図る(だっこ・おんぶ等)

抱っこを要求してきた時は、甘えたい気持ちを受け止め、心の安定が図れるまで抱っこすることが大切です。気持ちを受け入れてもらえ満足すると安心でき、周りに目が向いて自分から遊び出します。

◎褒め、励まし、自分でできる喜びをもたせる

「自分でする」と言って自己主張が強くなります。見守り、自分で出来たことには褒め、励まし、意欲をもたせてあげましょう。自分の思い通りにならないと、かんしゃくを起こしますが、少し気持ちが治まった頃をみて、気分転換を図っていくようにしましょう。

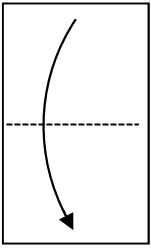
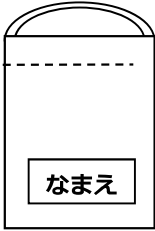
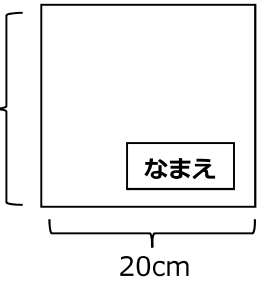
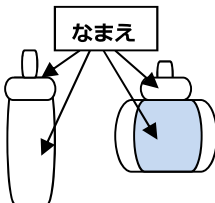
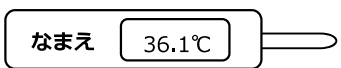
◎思いやりをもって接する


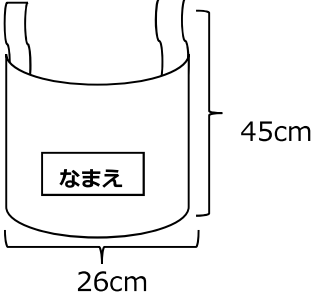
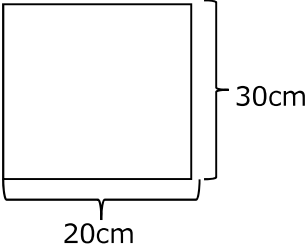
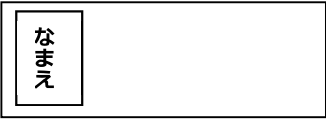
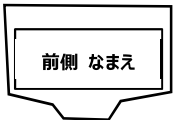
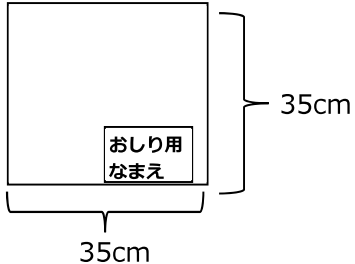
思いやりのある明るい円満な家庭で育つ子は、思いやりの心が育っていきます。周囲の大人が思いやりの心をもって接していきましょう。


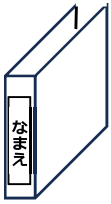
(1) 入園までに用意していただくもの

0・1・2歳児用

※全ての持ち物に名前を書いてください。

<p>(1)食事用エプロン</p> <p>※食事の様子を見てエプロンの使用枚数が変わることがあります。</p>	<p>・7～9枚程度 使用枚数3枚(4枚)、タンス内予備1枚 洗い替え用3枚(4枚)</p> <p>※()内は延長保育を利用される方 *ゴムが伸びたり、汚れてしまったりしたら取り替えてください。</p> <p>《作り方》</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 一枚のフェイスタオルを半分に折り、輪にする。 ② 点線を縫う。 ③ 平ゴムを通し、<u>こどもの首に合わせ、ゴムの長さを調節して</u>しる。 ④ 名前を白布に書いて縫い付ける。 	<p>フェイスタオルを半分に折る。</p>  <p>①～④の順に作る。</p>  <p>既製のもので、こどもが自分で取り外しができないものは御遠慮ください。</p>
<p>(2)おしぼり (ハンカチタオルがよい) サイズ 20cm×20cm 以上のもの</p>	<p>・7～9枚程度 使用枚数3枚(4枚)、タンス内予備1枚 洗い替え用3枚(4枚)</p> <p>※()内は延長保育を利用される方 *手、口の周りを拭く時にも使用します。 カビ、臭いなどしましたら、新しいおしぼりに取り替えてください。</p> <p>・名前を白布に書いて縫い付けてください。</p> <p>※綿素材のものが好ましいです。</p>	
<p>(3)マグマグ・哺乳瓶・乳首 (必要な方のみ) <u>面談させていただきます</u></p>	<p>・コップで飲めないお子様のみ必要です。</p> <p>・清潔な物を毎日持って来てください。</p> <p>園での使用、未使用に関わらず、毎日持ち帰ります。</p> <p>・取り外せる全ての部品一つ一つに名前を記名してください。</p>	
<p>(4)体温計 (個人持ちです)</p>	<p>・脇の下で測るタイプの体温計にしてください。</p> <p>・耳で測るものは不可。</p> <p>・日中使用しますので、園に置いておきます。</p>	<p>ケース・体温計両方に記名してください。</p> 

<p>(5)帽子 ※金澤屋洋品店にて 黄色の帽子を御購入ください</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金曜日に持ち帰り、週末に洗濯をして月曜日に持ってきてください。 ・ひよこ組は白色の面、あひる組は黄色の面を使用します。 ・自分のものとわかりやすいワッペンやマークなど付けていただいても良いです。 	
<p>(6)手付きビニール袋 または、エコバック 手付きビニール袋 5 枚</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・カゴにつけ、使用済みのおしぼりや、エプロンを入れます。食事中に汚れた衣服も入れます。 ・繰り返し使えるエコバッグ(防水対応のもの)でもよいです。使用後はしっかり乾かして持ってきてください。 ・砂や泥等で汚れた衣服も入れますので、個人の引き出しの中に記名して、予備で 5 枚程度入れておいてください。 	<p>※ビニール袋はかごにかぶせられる大きさの物を用意してください。</p> 
<p>(7)キッチンポリ袋 2箱 (50枚入り程度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1箱はおむつカゴに入れます。 ・引き出しに予備の1箱を入れます。 ・排便後のオムツを入れます。 ・箱にも記名してください。 ・*園のビニール袋を貸した場合は新しいビニール袋を返却ください。 	
<p>(8)フェイスタオル</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・排泄や泥等で汚れたときに体拭き用として使用します。引き出しに1枚記名したフェイスタオルを入れておいてください。 	
<p>(9)おむつ (5~6枚)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・おむつの前側に1枚ずつ記名してください。 ・引き出しに予備を必要数(5~6枚)入れてください。 	<p>※おむつサブスクを申し込んだ方はいりません。</p> 
<p>(10)おしり用タオル</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・おむつ交換時におしりに敷きます。毎日交換して使用します。 ・1枚はおむつかごに入れます。 ・引き出しに予備の1枚を入れます。洗い替え用1枚を用意してください。 ・*おしり用と記入してください。名前のある側におしりをつけます。 	 <p>表面に名前を記入</p>
<p>(11)おしり拭きナップ2袋</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1個はおむつカゴに入れます。 ・引き出しに予備の1箱を入れます。 ・排便時に使用します。 ・※おむつのサブスクを申し込んだ方は、おしり拭きナップはいりません。 	<p><u>よく見えるところに記入</u>をしてください。</p>

(12)おしり拭きの蓋	<ul style="list-style-type: none"> ・おしり拭きが乾くのを防ぎます。 ・蓋に記名してください。 ※おむつのサブスクを申し込んだ方は いりません。	100均にも販売していい います。 
(13)使い捨て粉なし ニトリル手袋 2箱 (50～100枚入りのもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1個はおむつカゴに入れます。 ・引き出しに予備の1箱を入れます。 ・おむつ交換時に使用します。 ・便の状態により一度に2枚重ねて使用することもあります。 	よく見えるところに記名 してください。
(14) 連絡ノートファイル	<ul style="list-style-type: none"> ・園と保護者の方と毎日やり取りするノートです。中に綴じる用紙は園からお渡しします。 ・説明会で1枚用紙をお渡しします。登園初日から記入をお願いします。 	【大きさ】 A4サイズ 2つ穴リング タイプのもの 

毎日持ってくるもの	必要な枚数(延長保育児)	予備(引き出しにいれるもの)	
食事用エプロン	3枚(4枚)	シャツ(肌着)	2枚
おしぼり	3枚(4枚)	おむつ・パンツ	必要数
手付きビニール袋 または、エコバック	1枚【かごにセット】	衣服一式(季節に合わせる)	3組
おしり用タオル	1枚	Tシャツ、ズボン、肌着	
おむつ	<ul style="list-style-type: none"> ・使用枚数は連絡しません。毎日確認し、常に5～6枚はおむつかごに入れておいてください。 ・おむつのサブスク利用者は補充の必要はありません。 	靴下	2足
連絡ノートファイル	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもさんの健康状態、家庭での出来事や連絡事項を毎日記入してください。 	持ち手付きビニール袋 (記名してください)	5枚
		キッチンポリ袋	1箱
		給食用エプロン	1枚
		おしぼり	1枚
		おしり拭きナップ	1袋
		おしり用タオル	1枚
		使い捨て粉なしニトリル手袋	1箱
		フェイスタオル(体拭き用)	1枚

(2) 登園について

- こどもさんが機嫌よく保護者の方と離れられるよう、時間に余裕をもって登園するようにしましょう。
- 兄弟姉妹がいる場合は、幼児は乳児室に入室できませんので、幼児を先に受け渡してから乳児室へ入室してください。
- 欠席をする場合や登園が遅くなる場合には、**9時まで**に連絡を入れてください。
- 保護者の方が休みの日は、早朝・延長保育、土曜保育の利用はできません。

★登園した時にしていただくこと

①コドモン受付端末にて打刻をする

※場所は職員室です。

②靴・靴下を脱いで靴と靴下入れに入れる

③手洗いをしてから部屋に入る

<目的>抵抗力の弱い乳児なので、外部からの雑菌をもちこまないようにするため、登園したらテラスの手洗い場で親子とも石鹸で手洗いをしてください。

④検温をする

<目的> お子様の体調を把握するためです。体温は一日の健康のバロメーターです。

- ・デジタル体温計を各自、用意してください。(耳で測るものは不可)
- ・体温計は、必ず保護者の方が扱ってください。

<測定する手順>

- ① 検温する…わきの下にしっかりつけて測る。
 - ・保護者の方のひざの上で本を読んだり話したりしながら測ってください。
- ② 検温表に体温と状態を記入する。
 - ・前日、当日に体調の悪い時や朝の様子等を受け入れ時の保育者にお伝えください。

<体温について>

- ・警告体温の場合…保護者の方から12時前後にこども園まで、問い合わせの電話をしてください。
- ・降園体温の場合…病児とみなし受け入れができません。保育途中で降園体温に達した場合には、園から連絡をします。迎えをお願いします。

※36.0℃以下の場合は測りなおしていただくことがあります。

※伝染性の病気のある時、ひどい咳、下痢の激しい時など、集団保育を受ける上で望ましくない健康状態の時は、熱の有無にかかわらず保育の受け入れを中止することもあります。

※病院を受診する時は、集団生活をしていることを医師に伝えてください。

⑤『体温計』と『検温表』と『連絡ノート』3点一緒に保育者に見せる

- ・手、足の爪の確認をします。長い場合は、その場で切っていただきます。
- ・早朝保育、延長保育は職員の勤務時間の関係上、保育者が交代で保育をします。担当保育者と連絡を密にするため、こどもさんの健康状態、家庭での出来事や連絡事項を連絡ノートに毎日記入してください。仕事、家事等でお忙しいと思いますが、よろしくをお願いします。
- ・**連絡ノートの記入は家庭でお願いします。**連絡ノートを忘れた場合は園にも用紙がありますので保育者に声をかけてください。

※必要なことは、口頭でもお知らせください。

※連絡はコドモン、連絡ノートなどを通して行いますので、**毎日必ず目を通してください。**分からないことがある場合は何でもお聞きください。

⑥名札をつけ、衣類の始末や点検をする

- ・所定の位置に持ち物の始末をしてください。
- ・予備が入っているか毎日確認し、前日に汚した分は必ず補充をお願いします。

⑦排泄を確認する

- ・おむつが濡れていないか、必ず見てください。
- ・おむつをしていない子も受け入れ前に親子でトイレに行ってください。

(3) 降園時にしていただくこと

※兄弟姉妹がいる場合は、乳児の迎えへ先に来ていただき、その後幼児の迎えに行ってください。

- ① お迎えの方は入室前に、テラスで手を洗う。
- ② 汚物、各自の持ち物の始末と持ち物の整理点検をする。
- ③ トイレコンテナ（使用した方のみ）を消毒する。
- ④ 名札を取り外し、ウォールポケットに入れる。
- ⑤ 連絡ノートを持ち帰る。
- ⑥ コドモン受付端末にて打刻をする。

(4) 服装について

- 日中の気温に合わせた服装をお願いします。ヒートテックや裏起毛、フリース素材は、汗を吸いにくく乳児の肌には刺激が強いため、直接肌に触れる物は綿素材の物をおすすめします。
- こどもが着脱しやすいサイズの合ったもの、フードがついていなものが望ましいです。毎日洗濯したものを着せてください。
- 上着はゆったりしたもので、こどもが着脱しやすいもの、前開き又はかぶり服を着せるようにしてください。
- 靴下を履いていると滑りやすいので、園では脱いで生活します。
- 靴は自分で履きやすく、歩きやすいもので、足に合った運動靴（サンダル・クロックス不可）にしましょう。（柔らかいゴム底のものがよい）
- 衣服の着脱やトイレトレーニングをしますので、ズボンはウエストがゴムのもので、自分で上げ下げ出来るものがよく、オーバーオールやサスペンダーは好ましくありません。便器の中に裾が入ってしまうためロンパースは不可です。
- 防寒着は動きやすいものでフードがないものをお願いします。
- ヘアピン、切れやすく小さいヘアゴムは落として踏んだり、口に入れたりする可能性があるため、御遠慮ください。

(5) 昼寝について

- 詳しくは入園のしおり P24～25「お昼寝ベッドについて」で御確認をお願いします。
- *月曜日にお昼寝ベッドにシーツ、タオルケット、毛布等を準備していただきます。シーツ入れ袋を各自のロッカーの引き出しに入れておいてください。
- *金曜日に使用したものをロッカーに置いておきます。保護者の方に袋に入れていただき持ち帰り洗濯をして、月曜日にまた持ってきてください。

(6) 記名について

- 名前は見やすい位置に大きく書いてください。
- おしぼり、靴下など、名前が薄くなったり、消えたり、買い替えたりした物にも必ず記名してください。おむつにも一枚ずつ前面に記名をしてください。
- エプロンやタオルなど毎日使うものは、白布に名前を書いて縫い付けると消えにくく分かりやすいです。

※入園までの準備について


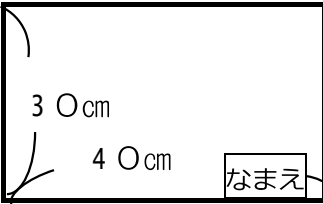
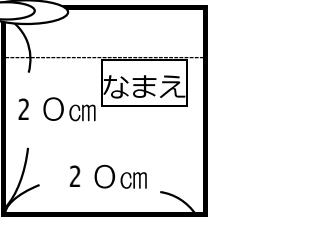

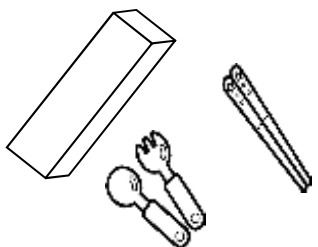
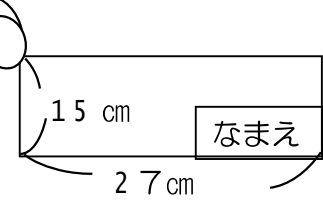
入園までに下記の物を用意してください。

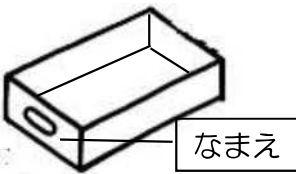
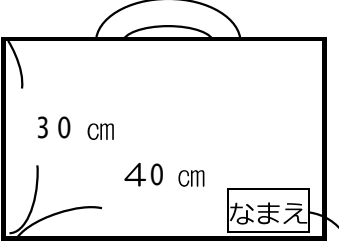
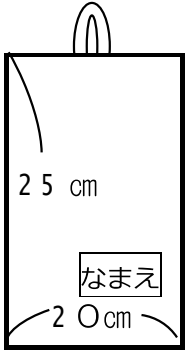
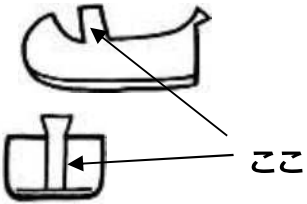
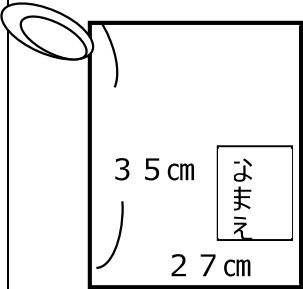
すべての物にひらがなで記名してください。



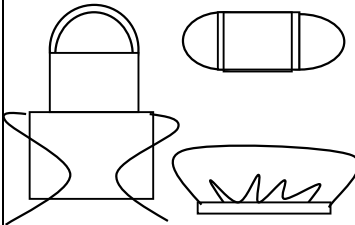
3歳児は絵・マーク等の印も付け、お子さんが自分のものと分かるようにしてください。

名前は白布、又は名札シール（アイロンで貼る）に書いて取れないように貼ってください。

名前は下記の図で示した位置をお願いします。

<p>タオルハンカチ (給食用)</p>		<p>給食前後の手拭き、汚れた口まわり、洗った後の口まわりを拭きます。(大きさ約20cm×20cm)</p>
<p>ナフキン (給食用)</p>		<p>給食時、食器を置きます。 毎日取り替え清潔な物を持たせてください。 (サイズが机に合わせてあります。 市販の物より小さめです)</p>
<p>コップ袋</p>		<p>コップの出し入れがしやすい大きさ。 かさばらない布で作ってください。 ※コップ袋に、コップを入れて毎日持たせてください。</p>
<p>コップ</p>		<p>コップは割れにくく、持ち手があり安定感がある物をお願いします。</p>
<p>はしセット</p>		<p>毎日持ち帰ります。洗って翌日持たせてください。ケース・はし・スプーン・フォークそれぞれに記名してください。(シールは名前シールのみ) 3歳児は4月からしばらくスプーンとフォークのみ使用します。箸の使用は様子を見てお知らせします。 * 中学卒業まで使用します。紛失したり、破損したりした場合は、個人で補充あるいは交換してください。</p>
<p>はしセットの袋</p>		<p>はしセット袋の中に、はしセットとナフキンとタオルハンカチを入れます。 こどもが自分で出し入れしやすいサイズをお願いします。</p>

<p>道具かご</p> <p>3歳児は1つ 4、5歳児は2つ</p>	 <p>8×25×35 cm位</p>	<p>用具、着替え、作品入れなどに使います。 ロッカーに入れるため、名前は正面に大きく記名してください。</p>
<p>おつかい袋</p>		<p>絵本・作品等の持ち帰りに使します。 絵本が入る大きさでお願いします。 必ず翌日に持ってきてください。</p>
<p>シューズ袋</p>		<p>シューズを入れます。 月曜日に持ってきて、金曜日に持ち帰ります。</p>
<p>シューズ</p>		<p>お子さんの足のサイズに合ったものを用意してください。 甲の部分とかかと部分に記名してください。</p>
<p>着替え 着替え袋</p>		<p>汚れた時に着替えます。 上着、ズボン、パンツ、シャツ、靴下、フェイスタオル、汚れ物を入れるビニール袋（5枚）、ハンカチ、ティッシュ等を布製の着替え袋に入れて持たせてください。 ※布袋は薄手で柔らかい素材のものがよいです。（キルティングは向いていません）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>ビニール袋、衣類、全てものに必ず記名してください</u> ・パンツの着替えがない場合は、園で新しいパンツを用意しますので、後日同サイズで新品のパンツを園に返却してください。 ・マスクは必要であれば、入れてください。

<p>リュックサック</p>		<p>弁当日・遠足などに使用します。 市販、手作りのいずれでも結構です。 <u>(水筒や着替えが入る大きさのものをお願いします)</u> 弁当日は、カバン、コップはいりません。 リュックサックに弁当、ウエットティッシュ、水筒、敷物、ごみ入れ用ビニール袋（名前を記入）を入れて持たせてください。</p>
<p>水筒</p>		<p>4、5歳児は年間を通して使用します。 3歳児については、園生活に慣れてから使用します。時期を見てお知らせします。 コップ付き、肩掛けの紐のついた物を用意してください。 ストロータイプの物や直接飲むタイプの物は不衛生なのでおやめください。 上から見てわかるように、コップの底（水筒上部）にも記名してください。</p>
<p>(5歳児) エプロン・帽子 マスク</p>		<p>5歳児がクッキングをする時に使用します。 自分で着脱できるものを用意してください。 例：エプロンの紐は、ゴムにする、マジックテープ止めにする、または長いと前側に回して自分で縛りやりやすいです。 エプロン・帽子・マスクを袋に入れて持って来てください。すべてに名前を記名してください。 使用時期はお知らせします。 (初回は6月下旬予定です)</p>

<その他の物の記名の仕方>

- ・通園カバン……指定の場所と側面
- ・体操シャツ（内側の名前を書くところ）または 白いTシャツ（各自にお任せします）
- ・クォーターパンツ……後ろポケットの名前を書くところ
- ・クレパス・水性ペン・油性マジック……1本ずつ、ふた、底、キャップ、ケースにも書いてください

*ネームシールを貼られる方は上からセロテープを貼り、取れないようにしてください。

- ・自由画帳……表紙
- ・はさみ……はさみとキャップ

<その他>

・夏季のプール遊びに必要な用品

使用時期が近くなりましたら手紙を配信しますので、御用意をお願いします。
水着は、自分で着たり脱いだりできるものをお願いします。

こども園等一覧 (地区別五十音順)

地区	No	園名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学齢	入園要件が必要な学齢	保育時間	土曜日 保育実施	春・夏季 休業保育実施	認可等
豊田	1	朝日	日南町 5-15-2	32-2212	3-5 歳児	3 歳児	午前 8 時 30 分～午後 5 時	—	○	公幼
	2	五ヶ丘大和	五ヶ丘 2-19-1	88-1237	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	3	井上	井上町 9-60-1	45-5010	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	4	伊保	保見町榎堂坊 28	48-8188	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	5	いぼばら	大清水町南岬 1-280	31-3340	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	6	今	今町 7-50-2	28-2285	3-5 歳児	3 歳児	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	7	うねべ	畝部西町伊勢神 1-1	21-0405	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	8	梅坪	梅坪町 1-14-1	32-2057	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	9	永新	永覚新町 5-193	29-0732	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	10	大畑	篠原町片坂 40-6	48-8288	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	11	大林	大林町 14-11-13	28-0012	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	12	上郷	上郷町郷下 15	21-1830	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	13	上鷹見	上高町古白 344-2	41-2219	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	14	キッズハウスとよ	西町 1-76	36-5025	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	小規模
	15	越戸	越戸町松葉 52-2	45-1073	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	16	こじま	金谷町 7-30	32-2281	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	17	駒場	駒場町新生 69	57-2413	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	18	拳母	拳母町 5-58	32-0199	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	19	拳母ルーテル	桜町 1-79	32-1764	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	20	浄光	宮町 3-64	32-3635	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	21	浄水ひかり	浄水町 1-43-2	63-5680	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	22	浄水松元	浄水町 1-43-3	45-6884	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	23	寿恵野	駕鴨町畔畑 227	28-2403	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	24	住吉	住吉町 1-6-3	52-3807	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	25	青松	朝日ヶ丘 6-41	34-0065	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	26	第二いぼばら	大清水町原山 108-7	85-0160	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	27	第二青松	朝日ヶ丘 6-45	35-0015	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	28	第二わかば	若林東町上り戸 13-3	41-7830	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	29	たかね	和会町鳥手 167	21-0404	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	30	高橋	水間町 4-155-1	88-8088	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	31	たかはら	高原町 5-73-2	34-5141	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	32	高美	若林西町長根 64	52-3706	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	33	竹村	中町経塚 4	52-8508	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	34	中央	四郷町山畑 78-2	45-0066	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	私保
	35	堤	本田町本田 1	52-3053	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	36	堤ヶ丘	堤町道仙 65	52-0166	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	37	寺部	上野町 1-173	80-2194	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	38	東海	神池町 2-1236	88-0599	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	39	童子山	小坂町 16-51	32-3566	4-5 歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼
	40	透成	西広瀬町清水 30	41-2550	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保

地区	No	園名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学齢	入園要件が必要な学齢	保育時間	土曜日 保育実施	春・夏季 休業保育実施	認可等
豊田	41	渡 刈	渡刈町 3-98	28-8300	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	42	トヨタ	水源町 1-1-1	28-2198	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	43	豊田聖霊	聖心町 4-10-6	28-2178	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	44	豊田大和キッズ	今町 1-6-2	27-5678	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	私保
	45	豊田東丘	宝来町 4-758-274	89-7570	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	46	ナースリーハウス	平芝町 2-2-5	77-6406	4か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	小規模
	47	中 金	城見町須田口 6	41-2238	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	48	中根山	高岡本町双葉 60	52-3029	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	49	名古屋柳城短期 大学附属豊田	市木町 3-19-7	80-0198	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	50	根 川	下林町 7-41	32-1082	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	51	野 見	美里 5-19	80-0650	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	52	林 丘	大林町 10-15-2	28-1074	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	午後6時 まで	○	認(幼)
	53	東広瀬	東広瀬町蔵屋敷 19-1	41-2112	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	54	東保見	保見ヶ丘 4-6-1	48-2221	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	55	東 山	渋谷町 3-978-36	80-6074	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	56	ひかり	矢並町大坪 901-2	80-2280	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	57	ひなたぼっこ	若宮町 2-70	34-5008	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	事業所
	58	平 井	百々町 4-20	80-2193	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	59	平 山	平山町 1-10-1	28-6187	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	60	広 沢	舞木町焼山 1102-23	44-0288	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	61	藤 敷	豊栄町 3-120	28-4717	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	62	保見ヶ丘	保見ヶ丘 5-1-1	48-1500	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	63	本 地	本地町 2-51-1	27-2662	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	64	益 富	志賀町箕平 77-1	80-0365	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	65	松 平	九久平町築場 52	58-0070	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	66	丸 山	丸山町 3-30	28-0744	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	67	みずほ	瑞穂町 2-5	32-7380	4か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	68	御 船	御船町山屋敷 78-30	45-1215	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	69	宮 口	宮口町 2-50	32-6727	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
70	美 山	美山町 4-47-1	41-8812	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)	
71	みるみる園	京町 4-3-9	31-5875	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	事業所	
72	美 和	百々町 9-43	88-2230	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保	
73	杜のひかり	大清水町大清水 100-1	45-9966	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)	
74	山之手	山之手 1-78-1	28-1101	4-5歳児	—	午前8時30分～午後3時	—	—	公幼	
75	竜 神	竜神町神田 60	28-8200	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)	
76	若 園	中根町永池 192-18	52-3820	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保	
77	わかば	若林東町上外根 86-2	52-1838	4か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	私保	
78	若 林	若林東町東山 47-1	52-8350	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保	
79	若 宮	若宮町 6-2-5	32-3200	6か月-5歳児	全学齢	午前7時30分～午後6時	○	○	公保	

地区	No	園名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学齢	入園要件が必要な学齢	保育時間	土曜日 保育実施	春・夏季 休業保育 実施	認可等
藤岡	80	飯野	藤岡飯野町出口 1122	76-2667	5か月-5歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	81	石畳	白川町大根 1271-1	76-1998	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	82	木瀬	木瀬町浜居場 248-1	76-1765	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	83	中山	西中山町蔵屋敷 136-1	76-4436	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	84	中山松元	西中山町後田 93-6	76-3033	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
小原	85	大草	小原町北洞 268-2	65-2045	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	86	道慈	乙ヶ林町下立 122-1	65-2733	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
足助	87	足助もみじ	岩神町築瀬 25-1	62-0685	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	88	大蔵	大蔵町本城 13-1		3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	89	則定	則定町前田 5	63-2051	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	90	冷田	冷田町上冷田 38	63-2310	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
下山	91	大沼	大沼町船橋 21	90-3021	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	92	東部	羽布町川合 23-2	90-3173	3-5歳児	—	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
旭	93	小渡	下切町下切 10		3-5歳児	—	午前8時30分～午後3時	—	—	公幼
	94	杉本	杉本町三斗成 36	68-2701	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
稲武	95	稲武	武節町神田 96-1	82-2025	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保